

諮問番号：諮問第 267 号

答申番号：答申第 267 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 給与の差引支給額に対し、基礎控除を適用し返還額を決定すべきである。
- (2) 令和 4 年 10 月から 12 月までの給与明細を令和 5 年 1 月頃に提出したにもかかわらず、資力発生時期が令和 4 年 9 月 6 日から令和 5 年 6 月 30 日までとなっているのはおかしい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求の争点は、法第 63 条の規定による返還額の決定に違法又は不当な点がないかという点にあるので、以下判断する。

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法

となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

返還決定額について、審査請求人は、給与の差引支給額から基礎控除を適用し返還額を決定すべき旨を主張しているのに対し、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8の3の(1)のアに基づき、総収入から基礎控除額及び通勤費等の必要経費を控除して算定したもので、返還決定額に誤りはない旨を主張している。

また、返還対象期間（資力の発生時期）について、審査請求人は、資力発生時期が令和4年9月6日から令和5年6月30日までとなっているのは誤りである旨を主張しているのに対し、処分庁は、返還対象期間は有資力状態となった時から返還額を決定する返還協議会が行われた月末までとしている旨を主張している。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(1)のア、第8の3の(4)及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の5の答の(2)に基づき、勤労収入、次官通知別表「基礎控除額表」の額及び勤労収入を得るための必要経費の認定並びに自立更生費の控除の検討を適切に行っていることが認められ、返還額の決定の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

したがって、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(2) 付言

本件審査請求は、審査請求人が就労収入の申告を適切に行っていたにもかかわらず、処分庁が審査請求人に収入申告書を提出させるのを怠ったという事務の懈怠に端を発するものであり、審査請求人におかれても、このような処分庁の事務処理について疑

念を抱かざるを得なかったものと思われる。

よって、処分庁におかれては、今後かかる事態が生じることがないように、生活保護制度の適正な実施に向けて改善を図られたい。

第4 調査審議の経過

令和6年10月24日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年11月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

また、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（問答集問13-5答(2)）。

本件についてこれをみると、審査請求人世帯は、令和2年1月15日から保護を開始されているところ、審査請求人は、令和4年10月から12月までの間、就労収入として合計739,360円（うち基礎控除額及び通勤費等の必要経費を控除した額は323,714円）を得ている。そして、処分庁は、有資力状態となった時から返還額を決定する返還協議会が行われた月末までの間、審査請求人に対し、保護費として739,360円以上を負担していることが認められる。

一方、審査請求人が、処分庁に対し自立更生費についての相談を行った事実は認められないことから、処分庁が自立更生費を控除しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

よって、処分庁が、審査請求人は資力があるにもかかわらず保護を受けたとして、法第63条に基づき、就労収入739,360円のうち必要経費等を控除した323,714円の返還を求めたことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、付言すると、本件処分は、審査請求人から就労収入の申告を受けていたにもかかわらず、処分庁が収入申告書の徴取を失念したことにより生じた収入の認定漏れを理由とするものであり、処分庁におかれては、今後かかる事態が生じることがないように、生活保護制度の適正な実施に向けて改善を図られたい。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也